

変更の際は手続きを

問い合わせは 資産税課 ☎898-6218
 富士見地区の人は 富士見支所 ☎288-1945
 納税管理人については 資産税課 ☎898-6216

ことし新増築した家屋 職員が調査に伺います

ことし1月2日以降に新増築した家屋は、来年度から固定資産税の課税対象となります。家屋の評価額を算定するため、市職員が家屋調査に伺います。調査時間は、概ね1時間程度です。事前に電話や手紙で連絡し

すので、都合の良い日時を伝えてください。

また、新増築に伴い取り壊した家屋がある場合は、調査の時に申し出てください。

未登記でも申請が必要です 固定資産の名義変更

土地や家屋などの固定資産を所有している人が亡くなった

ときは、名義変更の手続きが必要。登記してある場合は法務局に相続登記の申請を、登記していない場合は資産税課窓口で未登記家屋所有者の変更を行ってください。詳しくは問い合わせてください。

納税義務者が 市外にいる場合は 納税管理人の申請を

固定資産税の納税義務者が市内に住所や事務所などを有しない場合や市外・海外へ転出した場合には、納税管理人を設定し申告する必要があります。納税管理人とは、納税義務者に代わって納税通知書の受領や納税に関するすべての手続きを行う個人や法人のこと。申請書に必要事項を記入し、市役所資産税課が大胡・宮城・粕川・富士見の各支所へ提出してください。



中学生が税について 考えた作文を展示します

税の仕組みや目的を考え、理解を深めるため、中学生の作文を展示します。
 期日=①11月5日(土)~18日(金)②11月8日(火)~18日(金)
 会場=①は県庁②は市役所1階市民ロビー

固定資産税の納税義務者が市内に住所や事務所などを有しない場合や市外・海外へ転出した場合には、納税管理人を設定し申告する必要があります。納税管理人とは、納税義務者に代わって納税通知書の受領や納税に関するすべての手続きを行う個人や法人のこと。申請書に必要事項を記入し、市役所資産税課が大胡・宮城・粕川・富士見の各支所へ提出してください。

税務署からのお知らせ

東日本大震災被害者の所得税を軽減

東日本大震災で損害を受けた人を対象に、所得税の軽減を行います。対象となるのは生活に必要な住宅や家財などで、屋根瓦の落下被害も対象になります。軽減措置についての申告相談は、事前に予約をしてお越しください。



確定申告書の提出要件が変更

平成23年分の確定申告から手続きの一部が変更

問い合わせは 前橋税務署 ☎224-4371

なります。公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税について確定申告書の提出は不要になりました。詳しくは問い合わせてください。なお、市県民税の申告は必要な場合があります。注意してください。

決算説明会

青色申告（営業・不動産所得、農業所得）の決算の方法、消費税の申告の方法などの説明会を開催します。
 日時=〈営業・不動産所得〉12月2日(金)〈農業所得〉12月5日(月)〈消費税〉12月7日(水)、午前10時~正午
 会場=県前橋合同庁舎（上細井町）

住宅の改修を支援 最大で20万円を補助します

本市は、安全で安心して暮らせる住まい・まちづくりを推進するため、耐震・エコ・子育て住宅改修支援事業を開始します。最大補助額は20万円です。詳しくは問い合わせてください。

問い合わせは 建築住宅課 ☎898-9898

■耐震・エコ・子育て改修 事が対象

住宅改修支援事業の対象となるのは、木造住宅耐震改修工事（一般・簡易）と併せて行う改修や住宅を省エネルギー化するための改修、18歳未満の子



子どもがすくすくと育つ家に

どもがいる世帯が行う子育てに関連する改修などです。外構などの屋外部分の工事や別棟の物置、車庫、あずまやなどの工事、他の補助事業と重複する工事などは対象になりません。補助の利用は1住宅につき1回まで。この事業は平成26年度まで継続して行う予定です。なお、申請書などは市役所建築住宅課にあるほか、本市ホームページからダウンロードすることもできます。

対象となる人 Ⅱ市内在住で次のすべてに該当する人。①市税を滞納していない②世帯の中で最も所得の多い人の前年の所得額が600万円以下③来年3月16日(金)までに完了報告書を提出できる

対象建築物 Ⅱ戸建ての住宅か集合住宅の個人専有部分
 補助金額 Ⅱ20万円以上かかる工事（消費税を含む）の工事費の30%（上限20万円）
 補助件数 Ⅱ本年度は1000件程度。予算額に達した時点で受け付けを終了
 対象となる工事 Ⅱ市内の業者が施工する次のいずれかに該当するもの①木造住宅耐震改修費補助の交付を受ける工事で耐震改修以外の改修部分②窓、床、屋根・天井、外壁の断熱性を高める改修。その他、断熱性を高める工事と併せて行う住宅の改修③子ども部屋の模様替えや間仕切りの変更・設置、増築（別棟は不可）。その他、子育てに関連する住宅の改修
 申し込み Ⅱ11月10日(木)~12月22日(木)に申請書などに必要事項を記入し、市役所建築住宅課へ直接

問い合わせは 建築指導課 ☎898-6752

問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。
 対象建築物=本市在住の個人が所有する対象住宅、〈①一般耐震改修〉先着2件〈②簡易耐震改修〉先着2件
 補助金額=耐震改修に要する費用の3分の1（①は上限50万円②は上限25万円）
 申し込み=11月10日(木)~12月22日(木)に建築指導課へ

木造住宅耐震改修に補助

木造住宅耐震診断者派遣事業による診断で上部構造評点が1.0未満と診断された住宅が行う耐震改修（一般耐震改修）を対象に、費用の補助を行っています。これに加えて、現行の耐震基準に満たない簡易的な耐震改修（簡易耐震改修）に対しても改修費の補助を開始します。希望者は事前に建築指導課に連絡してください。詳しくは

手続きの流れ

①申請

11月10日(木)~12月22日(木)

1週間ほど

審査・交付決定

②工事の着工

交付決定後、着工してください

③工事完了報告

来年3月16日(金)

補助金交付